

◆第5回 球磨川流域治水協議会  
議事録

日 時：令和3年6月2日（水）14：00～15：42

場 所：

出席者： 国 熊本地方気象台 板東台長

九州農政局 横井局長

九州森林管理局 小島局長、山根計画保全部長

九州地方整備局 村山局長、藤井河川部長

竹村川辺川ダム砂防事務所長、服部八代河川国道事務所長

県 蒲島知事、水谷理事、村上土木部長、永松総括審議員、

渡邊農村振興局長、大岩森林局長、亀崎土木技術審議監、

福原政策監、有働政策監

流域市町村長 中村八代市長、松岡人吉市長、竹崎芦北町長、森本錦町長、

尾鷹あさぎり町長、吉瀬多良木町長、長谷湯前町長、中嶽水上村長、

吉松相良村長、木下五木村長、内山山江村長、松谷球磨村長

司会 九州地方整備局河川部 大野河川調査官

司会)

それでは、定刻になりましたので、只今より第5回球磨川流域治水協議会を始めさせていただきます。

本日、進行を担当します九州地方整備局河川部の大野です。どうぞよろしく願いいたします。

会場の皆様方におかれましては、円滑な運営に御協力いただくようよろしく願いいたします。

まず、出席者の紹介につきましては、出席者名簿に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、開会に当たりまして、お二方から御挨拶を頂戴します。

まず初めに、蒲島熊本県知事に御挨拶をお願いいたします。

熊本県 知事)

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、御参加いただき誠にありがとうございます。

令和2年7月豪雨の発生から、間もなく1年を迎えます。本協議会では、今年1月に「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめました。また3月には、「緑の流域治水」の全体像ともいえる「球磨川水系流域治水プロジェクト」を取りまとめました。

熊本県では、流域住民の皆様から特に要望が多かった堆積土砂の撤去について、国と連携し取組を進め、5月末までに完了することができました。

今年は平年より20日程度早く梅雨入りが発表されました。5月20日には県南部を中心に断続的な大雨となりました。複数の市町村で避難指示が出され、関係機関が連携して、適切に対応することができました。

昨年のような洪水被害を二度と生じさせてはなりません。国や流域市町村、住民の皆様と連携し、確実な情報伝達により住民の避難行動につなげ、逃げ遅れゼロを目指します。

また、5月21日には赤羽大臣から、新たな流水型ダムについて、環境省と連携し、環境影響評価法に基づくものと同等の環境アセスメントを実施することが示されました。あわせて、河川整備基本方針について、令和2年7月洪水を踏まえた見直しを行うことも示されました。

今後、流水型ダムを含めた治水対策の整備が着実に進むよう、県としても国に全面的に協力して参ります。

「緑の流域治水」の理念の下、国、県、市町村がしっかりと連携してプロジェクトを推進し、球磨川流域において「命と環境の両立」を早期に実現して参ります。

本日は、「流域治水プロジェクト」の取組の状況、「球磨川の治水計画」の検討などについて、皆様に御意見を伺いたいと考えています。

前回に引き続き、リモートでの開催となりますが、皆様には忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

司会)

ありがとうございました。

続きまして、九州地方整備局長の村山が挨拶を申し上げます。

九地整 局長)

九州地方整備局長の村山でございます。本日は大変お忙しい中、第5回の球磨川流域治水協議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、地域の復興に向けまして引き続き御尽力をされるとともに、球磨川の治水対策につきまして、多大なる御支援、御協力を賜っております。重ねて感謝を申し上げます次第でございます。

間もなく昨年の豪雨災害から1年が経過しようとしております。今年は例年よりも3週間ほど早く梅雨入りをしたため、既に球磨川では氾濫危険水位を超える洪水が発生したところでございます。本日お集まりの皆様方におかれましては、避難所の開設、また、避難指示の発令など早期の避難に向けた対応についてお礼を申し上げます次第でございます。

本日の流域協議会におきましては、今年の出水期を目指し取り組んで参りました災害復旧の進捗の状況、また、3月に取りまとめました流域治水プロジェクトの取組状況などについて御確認をいただくこととしております。また、新たな流水型ダムの環境保全の取組、また、球磨川の治水計画の見直しの着手についても御報告をさせていただきたくこととしてございます。忌憚ない御意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会)

ありがとうございました。

報道機関の皆様、誠に申し訳ありませんが、カメラによる撮影につきましては、ここまですべてさせていただきます。

それでは、只今より議事に入ります。

資料の説明に移らせていただきます。資料につきましては、資料 - 1 から資料 - 3 までとなります。説明については、国土交通省八代河川国道事務所長、川辺川ダム砂防事務所長及び熊本県より御説明いたします。

資料 - 2 の氾濫域での対策につきましては、各市町村での取組状況について、市町村長様より御紹介いただくことを予定しておりますので、よろしく願いいたします。なお、資料につきましては、関連がございますので、資料 - 1 から 3 までを通して説明させていただきます。

御質問、御意見等につきましては、後ほどお受けする時間を設けておりますので、そのときをお願いいたします。

それでは、資料の説明をよろしく願いいたします。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所所長の服部でございます。

私から、資料 - 1 から資料 - 3 の御説明をさせていただきます。

それでは、右肩に「資料 - 1」と記載のある資料を御用意ください。令和 3 年出水期までの取組（災害復旧状況）について御説明いたします。

表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。こちらは国管理区間の堤防等の災害復旧状況です。国管理区間では、堤防決壊 2 箇所、護岸等の被災 29 箇所の災害復旧工事を実施しており、堤防が決壊した人吉市、左の番号 26、27 番の 2 箇所については、写真で示すとおり令和 3 年 5 月末までに本復旧を完了しました。

2 ページをお願いいたします。護岸等の被災箇所のうち、緊急性の高い 18 箇所は本復旧が概ね完成しました。残りの高水敷の被災等の箇所については応急復旧を完了し、令和 3 年度中に全 29 箇所の本復旧完了を目指します。左の位置図で、黒丸が本復旧の完了した箇所、白丸が令和 3 年度中の完成予定箇所を示しております。

3 ページをお願いいたします。国管理区間の堆積土砂の掘削状況になります。出水期前までに掘削を予定していた 70 万 m<sup>3</sup> の掘削を令和 3 年 5 月末までに完了しました。引き続き、堆積土砂の掘削を推進して参ります。位置図の赤丸が掘削完了箇所となります。

4 ページをお願いいたします。国により権限代行を行っている支川の災害復旧状況になります。権限代行 9 河川については、4 月から新たに組織された八代復興事務所にて復旧を進めており、令和 3 年 5 月末までに約 20 万 m<sup>3</sup> の土砂掘削を完了しました。護岸等の被災施設の復旧については、約 140 箇所のうち約 90 箇所に着手、残り約 50 箇所も含め、令和 3 年度中に全箇所の本復旧完成を目指します。

5 ページをお願いいたします。掘削土の有効活用になります。流域治水プロジェクトで計画している宅地かさ上げ等の盛土材として活用可能な掘削土については、一時的に仮置きを実施しています。今後、仮置き土砂の土質試験等を実施し、宅地かさ上げ等への活用を予定しております。

なお、仮置きに当たっては、崩れることのないように安定勾配での法面整形や河川区域外であっても計画高水位以上の地盤高さを有している場所を活用し、大型土のう設置等による土砂流出防止措置を行い、安全性を確保しております。

6 ページをお願いします。直轄管理区間の水位観測所等の復旧状況です。被災した全35箇所（水位観測所5箇所、危機管理水位計30箇所）について、令和3年5月末までに復旧を完了しました。復旧と併せて、令和2年7月豪雨が再度発生した場合でもデータ通信が途絶するリスクを低下させるために、通信経路の見直しとして、通信経路における中継局を7月豪雨で浸水した区域を避けて高台に移設し、浸水区域を避ける経路に変更する取組を実施いたしました。

7 ページをお願いいたします。直轄管理区間の河川監視カメラの復旧状況です。被災した全38箇所（CCTVカメラ28箇所、簡易型カメラ10箇所）について、令和3年3月までに復旧を完了しました。復旧と併せて、令和2年7月豪雨が再度発生した場合でも映像通信が途絶するリスクを低下させるために、伝送ルート之二重化を実施しました。今後は、応急復旧したカメラの機能向上として、夜間視認性の向上等に取り組んで参ります。

8 ページをお願いします。直轄管理区間の排水施設の復旧状況です。令和2年7月豪雨により、排水施設4箇所、排水樋管2箇所が被災しました。排水施設については、令和2年8月に応急復旧が完了し、従前の排水機能を確保しております。また、排水樋管については、令和2年9月に応急復旧が完了、令和3年5月に本復旧を完了しております。

熊本県 総括審議員)

熊本県土木部河川港湾局長の永松でございます。県管理区間の令和3年出水期までの取組について御説明いたします。

10 ページをお願いします。球磨川流域の復旧状況になります。

被災した河川のうち、緊急性の高い山田川や万江川等について直ちに応急工事を実施するとともに、今梅雨期に向けて被災箇所为重点的に再確認を行い、必要に応じて大型土のうなどによる補強を行うなど、追加の応急対策を実施しております。

また、災害復旧につきましては、本年1月までに災害査定を終了いたしまして、685箇所、約240億円、県及び市町村管理の河川・砂防でございますが、これが事業採択をされております。現在、本復旧に向けて、順次、災害復旧工事の発注、現地着手を進めているところでございます。

11 ページをお願いいたします。県管理区間の球磨川流域の河道掘削の状況です。令和2年7月豪雨により熊本県が管理する支川、国による権限代行分は除きますが、そちらに堆積した土砂約86万 $m^3$ については、令和3年5月末までに撤去を完了いたしました。

今後は、緊急浚渫推進事業債や防災・安全交付金等を活用して、計画的に河川の流下能力を維持・向上させていきたいと考えております。

12 ページをお願いいたします。市房ダムの流木の撤去状況でございます。昨年7月豪雨で市房ダムに流れ込みました流木については、5月末までに撤去を完了いたしました。撤去した流木については、右側の写真に示すとおり、一部を薪用材などとして地元の住民の方々に配布をしております。

13 ページをお願いいたします。県管理区間の河川監視カメラ、水位計の復旧・増設についてです。令和2年7月球磨川豪雨により、河川カメラ1箇所、水位計2箇所が被災しましたが、令和3年5月末までに復旧を完了いたしております。また、新たに万江川で危

機管理型水位計 2 箇所、河川カメラ 2 箇所の増設を既に完了するとともに、6 月中に免田川で危機管理型水位計を新たに 2 箇所増設する予定でございます。

県管理区間の河川カメラの映像、水位計の水位情報につきましては「川の水位情報」等のサイトで配信をしております。

以上で、資料 - 1 の説明を終わります。

八代河川国道事務所長)

続きまして、右肩に資料 - 2 と記載のある資料を御用意ください。

表紙をめくっていただき、まず、河川区域での対策について御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。こちらは 3 月に策定した流域治水プロジェクトにおける河川区域での対策のロードマップになります。河川区域での対策については、ロードマップに沿って計画的に進めることとしており、現在、実施している堆積土砂の掘削に引き続き、河道掘削を進めるとともに、輪中堤・宅地かさ上げや遊水地整備等、計画的に事業の進捗を図るため、説明会や測量などの事業実施に向けた取組を進めているところです。

3 ページをお願いします。3 ページには、輪中堤・宅地かさ上げの事業説明会の開催状況、4 ページには、引堤・遊水地の事業説明会の開催状況を示しております。熊本県及び関係市町村と連携を図った上で、対象となる各地区で事業説明会を順次開催し、輪中堤・宅地かさ上げに関する説明会については、八代市、芦北町、球磨村の 3 市村で計 13 回、引堤・遊水地に関する説明会については、人吉市、球磨村、相良村の 3 市村で計 10 回を開催しております。今後も流域治水プロジェクトの進捗状況に応じて、地域の住民の方々に御参加いただく事業説明会を開催して参ります。

5 ページをお願いします。事業説明会にて事業説明及び現地立入りの説明を行った上で、輪中堤・宅地かさ上げ、引堤及び遊水地の事業進捗を図るため、令和 3 年 4 月から現地調査（測量等）を実施しております。今後は現地調査が完了次第、下のフロー図にあるように④の設計・検討を行い、⑤の設計の説明会にて具体的な計画を提示させていただく予定です。

これまでの説明会において、特に遊水地については様々な御意見をいただいております。今後、事業化に向けて詳細な検討を踏まえて計画を決定していくこととなります。住民の方々の関心事項である補償については、遊水地の範囲や遊水地方式の説明を改めて行わせていただく際に、基本的な補償の考え方等についても御説明させていただく予定です。補償につきましては、補償契約を行う時点を基準として補償することとなります。そのために、生活再建や農地復旧を優先していただくことを妨げるものではありません。関係市町村とも調整を図りながら、被災者をはじめ地元の方々の御理解が得られるよう、⑤の設計説明や⑦の用地協議の段階などで住民の方々に詳細をお示しし、御説明させていただく予定です。

川辺川ダム砂防事務所長)

続きまして、川辺川ダム砂防事務所長の竹村でございます。

6 ページをお願いいたします。新たな流水型ダムの環境保全の取組についてでございます。

新たな流水型ダムについては、治水と環境の両立を目指し、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施することを5月21日に表明しております。新たな流水型ダムは、平成11年の環境影響評価法の施行前から関連工事を進めているため同法の対象外となりますが、熊本県知事からの法に基づく環境アセスメント、あるいはそれと同等の環境アセスメントという御要望なども踏まえ、これまで実施してきたダム関連の工事などによる現地の状況も考慮しつつ、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施することとしたものです。

7ページをお願いします。新たな流水型ダムの環境保全の取組の進め方についてです。

球磨川の新たな流水型ダムの環境影響評価については、これまで実施してきたダム関連の工事などによる現地の状況も考慮しつつ、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施します。具体的には、環境影響評価法等に基づくものと同様に、環境影響評価項目を設定して、環境影響の調査、予測、評価を実施します。また、環境影響評価の各段階で熊本県知事の御意見や住民等からの御意見をお聴きするとともに、国土交通大臣から環境大臣に意見を求めることとしており、これらの取組は環境省と連携して行うこととしております。

8ページをお願いします。「流水型ダム環境保全対策検討委員会（仮称）」の設置についてです。

球磨川の新たな流水型ダムの環境保全の取組に当たっては、専門家から構成される「流水型ダム環境保全対策検討委員会（仮称）」を設置し、専門分野の最新の知見も生かしながら、環境影響の予測や評価、保全措置の検討を行って参ります。下段に従来計画の川辺川ダムにおける環境保全の取組と新たな流水型ダムの環境保全の取組について記載しておりますので、読み上げて御説明いたします。

従来計画の川辺川ダムにおける環境保全の取組について。

昭和51年度より川辺川ダムの湛水予定区域とその周辺区域などにおける動植物の生息・生育環境、水環境などの調査、保全対策の検討を実施。

平成5年には動植物や水質の専門家からなる「川辺川ダム環境保全・創造に関する検討委員会」を設置し、委員会の指導も受けながら検討を実施（クマタカや九折瀬洞については、猛禽類や九折瀬洞の検討会をそれぞれ平成11年、平成12年に設置し、専門家の指導も受けながら詳細な調査・保全対策の検討を実施）。

また、これらの成果を計画・設計に反映させるとともに、環境保全対策を実施するに当たっては、環境巡視員を平成5年度より配置し、工事予定箇所の事前調査や施工者などへのきめ細かい指導など積極的に環境保全対策を行いながら事業を実施いたしました。

平成12年6月には、平成11年6月に施行された環境影響評価法に基づき示されました環境影響評価の標準項目を踏まえて、環境調査の結果や保全の取組を平成12年時点で取りまとめた環境レポート「川辺川ダム事業における環境保全の取り組み」を公表しました。環境レポート公表後においても、平成20年までは環境調査・保全対策の検討を継続するとともに、付け替え道路工事等の関連工事についても環境に配慮した取組を進めてきたところ です。

続きまして、新たな流水型ダムの環境保全の取組について。

新たな流水型ダムの環境保全の取組を進めるに当たっては、これまで実施してきたダム

関連の工事などによる現地の状況も考慮しつつ、川辺川ダム事業における環境保全の取組の成果を活用した上で、最新の専門分野の知見も活用しながら、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施する。

上記の取組にあたっては、各分野の専門家から構成される「流水型ダム環境保全対策検討委員会（仮称）」を設置し、御助言をいただきながら進めることとする、としています。

八代河川国道事務所長)

続きまして、9ページをお願いします。

利水ダム等6ダムにおける事前放流等の実施です。

球磨川では、令和2年5月に「球磨川水系既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会」で締結した治水協定に基づき、令和2年度出水期から事前放流の取組を実施しております。

令和3年度出水期に向けては、出水時に迅速かつ確実に事前放流等を実施するため、関係機関と連携して、令和3年5月に利水ダム等を含めたダム洪水対応の演習訓練を実施しております。右下の写真は、その時の市房ダムでの様子になります。

引き続き、洪水調節機能の強化や予測精度の向上等に向けて取組を推進して参ります。

10ページからは、集水域での対策を御説明いたします。

川辺川ダム砂防事務所長)

11ページをお願いします。

こちらは、流域治水プロジェクト（集水域での対策）、砂防関係施設の整備の国土交通省の取組についてです。

災害時要配慮者施設や避難所のある施設整備の必要性が高い溪流において土石流対策を進めており、令和3年度は横手谷砂防堰堤の改築、小川第2砂防堰堤などの事業を進めて参ります。

熊本県 総括審議員)

12ページをお願いします。

県の砂防関係施設の整備などについてです。中段の箱書きを御覧ください。

これまでの取組状況及び今後の取組として、緊急的な砂防堰堤の整備7箇所のうち1箇所は本工事に着手し、6箇所については用地交渉をしているところでございます。川内川については、右下の写真のとおり土砂の流出を抑制する応急的な土砂止めを施工済みです。

砂防堰堤の緊急除石につきましては、5月末時点で10箇所が完了しております。

荒廃した溪流に起因する再度災害防止のための砂防堰堤の整備につきましては、10箇所を令和3年度の新規事業として実施予定としております。

13ページをお願いします。下水道等の排水施設の整備についてです。

取組状況は中段の箱書きになりますけれども、八代市の北部中央雨水調整池の整備につきましては、6月に完了予定となっております。また、中央雨水ポンプ場3台の改築については、ポンプ2台の改築が完了し、残り1台は今年度に着手する予定です。

人吉市の雨水ポンプ場、下水処理場、汚水中継ポンプ場につきましては、仮復旧が完了

しておりました、本復旧工事に着手済みでございます。

県の球磨川上流流域下水道汚水ポンプ場の耐水化につきましては、現在詳細設計中で、今年度、耐水化工事に着手して参ります。

熊本県 政策監)

続いて、熊本県球磨川流域復興局政策監の有働でございます。

14ページをお願いいたします。雨水貯留施設の整備についてです。

これまでの取組状況として、まず、県と流域市町村による意見交換会を開催し、校庭貯留の実施に向けた認識共有を図りました。また、他自治体の事例を収集し、校庭貯留の課題整理を実施したほか、球磨川流域の県立学校について現地状況の確認を行いました。

人吉市におかれましては、市立学校9校との情報共有を実施されました。今後、校庭貯留のモデル校を選定し、測量設計や学校関係者への説明を行い、整備に向けた取組を進めて参ります。

なお、校庭貯留以外にもレインガーデン・雨庭を含め、雨水貯留施設整備を検討して参ります。

15ページをお願いいたします。雨水浸透施設の整備についてです。

これまでの取組状況として、人吉市の市道歩道部において、透水性舗装の施工を完了しました。現在、県管理道路の歩道部の透水性舗装について、モデル的に2箇所で工事実施を検討しております。その他の路線についても、現地状況や用地取得の見込み、モデル工事完了後の状況確認などを踏まえ、実施可能性を検討して参ります。

また、透水性舗装以外にもレインガーデン・雨庭を含め、雨水浸透施設整備を検討して参ります。

熊本県 農村振興局長)

続いて、熊本県農林水産部から御説明します。農村振興局の渡邊でございます。当局からは田んぼダムの取組とため池や農業用ダムなどの農業水利施設の活用について御説明します。

まず、16ページ、田んぼダムの取組についてでございます。球磨川流域の7市町村の水田270haにモデル地区を設定し、今年度から2年間、実証実験事業を実施して参ります。農家への説明会の中では、取組に対して前向きな意見がある一方で、不安の声も聴かれましたが、概ね了解が得られていると考えております。

先月22日には、蒲島知事出席の下、人吉市において、せき板設置式典を開催し、実証実験事業のスタートを切りました。人吉・球磨地域では6月20日頃から田植えが始まることから、6月中旬までにモデル地区の農家にせき板の配布を完了させ、田んぼダムの取組を進めて参ります。

また、今後の人吉・球磨地域全体の普及・拡大に向けて、農家の方々が安心して取り組んでいただけるよう田んぼダム効果等を客観的に評価するため、「人吉・球磨地域田んぼダム等効果検証委員会」を4月に設置しており、第1回委員会を今月中に開催することとしております。

続きまして、17ページをお願いいたします。農業用ため池などの農業水利施設の活用

についてでございます。

まず、農業用ため池についてですが、球磨川流域には下流に家屋などがある防災重点農業用ため池が20箇所があります。本年度は施設の現況調査を行うこととしており、調査が終わりましたら、その結果等を踏まえて、施設改修などについて地元と合意形成を図りながら取組を進めて参ります。加えて5月31日には、「熊本県ため池サポートセンター」を開所し、農業用ため池の管理体制の強化を図ったところでございます。

また、農業用ダムについてですが、あさぎり町にある清願寺ダムでは、昨年5月に河川管理者との治水協定を締結し、事前放流の取組を行っているところでございます。しかし、空振りがあった場合には営農への影響が懸念されることから、予測精度が高まる降雨の直前に事前放流を開始しても十分な洪水調節容量が確保できるよう、放流設備の改修を検討することとしております。本年度から検討業務に着手し、地元と合意形成を図りながら取組を進めて参ります。

説明は以上です。

九州森林管理局 計画保全部長)

林野庁九州森林管理局計画保全部長の山根です。

18ページを御覧ください。治山施設の整備の進捗についてです。

まず、5月末までに緊急に取り組んだ対策です。左上を御覧ください。町道を保全するため、道路脇に大型土のうの設置や左下のように治山ダムに異常堆積した土砂の撤去などの応急対策工事を実施いたしました。右上を御覧ください。復旧工事に係る全ての調査設計を完了したことから、順次、本格的な治山工事に着手しています。進捗につきましては記載のとおりとなっておりますが、契約に至っていない箇所につきましては、定期的なパトロールのほか、先月のような大雨が降った後には、随時パトロールを実施し、異常がある場合、関係者と情報共有することとしています。また、必要に応じて追加的な応急対策を講じて参ります。

右下を御覧ください。今後につきましては、引き続き、治山工事の早期完成に向けて取り組むとともに、3月に林野庁が取りまとめた「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会」の取りまとめに基づきまして、森林の保水力向上に向けた対策などに取り組んで参ります。

以上です。

熊本県 森林局長)

熊本県農林水産部森林局の大岩でございます。19ページをお願いします。

九州森林管理局より、治山に係る全体的な取組について説明がありましたが、私の方からは溪流の倒木等の流出抑制の取組について説明いたします。

まず、緊急に復旧すべき荒廃箇所への対応としてAの既設治山ダムに異常堆積した土砂や流木等の除去及びBの山地崩壊箇所等における治山施設の整備による流木の抑制対策に取り組む、これらに係る応急対応が概ね完了いたしました。また、施工者が確保できず未着手となった箇所については、防災対応に万全を期すため、県と市町村が連携して山地防災パトロールを実施し、点検結果について地域住民に個別訪問等により注意喚起を行っ

ています。

次に、渓流域に堆積した倒木への対応状況として、Cの渓流に堆積した倒木の調査を市町村からの情報提供や被災箇所への航空写真を基に箇所を選定の上、現地調査を全て完了いたしました。調査結果については、学識経験者にも相談の上、下流域への影響をランクごとに分け、出水期における避難等に活用できるよう市町村に対して情報提供を行っています。

今後は流木災害の未然防止を図るため、治山施設の整備の早期実施と渓流内の倒木除去を市町村や関係機関と連携を図りながら進めて参ります。

以上です。

熊本県 政策監)

熊本県の有働です。20ページからは氾濫域での対策（被害対象を軽減させるための対策）の説明になります。

21ページをお願いいたします。土地利用の規制・誘導の促進及びかさ上げ等による宅地再生と高台等の安全な場所への移転促進を含む被災集落の再生です。

これまでの取組状況としては、国、県、市町村が連携し、集落再生の方向性等に関する地域別説明会等を開催し、住民の皆様と宅地かさ上げ等による現地での再建、高台等の安全な場所への移転等を含む被災集落の再生の方向性等について、意見交換を行っております。

今後も引き続き、説明会を通じて住民の皆様の意向を把握した上で、対策を実施する箇所の抽出、具体策を検討して参ります。また、具体策が決定した箇所から随時対策を実施して参ります。

以上です。

人吉市長)

22ページにつきまして、人吉市長の松岡です。概要を説明させていただきます。

本市では令和2年7月豪雨から、単に発災前に戻すのではなく、発災以前よりも、まち・人の暮らしを向上させるいわゆる未来型復興を成し遂げるべく、「希望ある復興を目指して 球磨川とともに創る みんなが安心して住み続けられるまち」を復興のスローガンとする、人吉市復興計画を本年3月に策定しました。そして、今年度に入りましてから、国土交通省所管の都市防災関連予算を活用させていただき、その復興計画を具現化するための具体的な施策体系を構築していく「復興まちづくり計画」の策定に住民主体により取り組んでいます。

現在の取組状況ですが、市内でも特に被害が甚大で、同じような課題を抱える行政区をひとまとまりの地区、重点地区と位置付け、その8箇所の重点地区ごとに抱える課題解決に向け、地区別懇談会等で住民と対話を重ねながら、具体的な施策の方向性について議論を重ねているところをございまして、今回お示ししておりますスライドは、重点地区ごとの地区別懇談会でいただいた意見や見えてきた課題等を踏まえ、今次水害に基づく浸水の深さや被害の状況から今後の土地利用の在り方を図面に落とししたものととなります。

加えて、エリアごとにどのような施策・取組が必要となるのかを今後のまちづくりの方

向性として現時点でまとめた「今後の街の大きな青写真の案」としております。まだ、あくまでもたたき台でございまして、今後、地区別懇談会等を重ねながら、より具体的な施策を盛り込み、今年の秋口を目途にそれぞれの地区ごとに計画を取りまとめてまいりたいと思っております。

さらに、重点地区の中でも九日町、紺屋町といった中心市街地や国宝青井神社周辺については、建物被害が大きいことに加え、狭隘な道路環境の改善や公共空間の検討など、何らかの今次水害を契機として公的な整備事業に取り組む必要がある地区であることから、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る必要があるとの認識の下、現在、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域の指定について検討を行っているところです。今後、具体的な復興まちづくりの推進に際しましては、私自身、全身全霊をかけ邁進していく所存でございますので、ぜひ国、県におかれましても引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

球磨村長)

球磨村、松谷でございます。23ページをお願いいたします。球磨村の復興まちづくりの進捗状況について御説明いたします。

村では住まいの再建や地域防災の在り方、村の将来像などについて意見交換を行う場として、住民を主体とした地域別の協議会を開催いたしております。下の図は、神瀬地域の協議会で使用した資料から抜粋したものであります。球磨村復興計画に示した神瀬地域の復興方針と安全な宅地の確保の一例として、神瀬中心部や旧神瀬小学校跡地のかさ上げイメージを検討したものでございます。

今後、地域別協議会の意見交換で出された住民の皆様の御意見を踏まえながら「復興まちづくり計画」を策定して参るところであります。

球磨村は以上でございます。

八代河川国道事務所長)

続きまして、24ページからは氾濫域での対策（ソフト対策）を御説明いたします。

25ページをお願いいたします。流域治水プロジェクトのソフト対策については、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」での取組とともに一体的に取り組むこととしておりました。令和3年3月に書面にて開催しました第8回会議において、「球磨川流域の減災に係る取組方針（R3～R7）」を策定し、令和3年5月19日に開催しました第9回会議では、取組方針の今後の進め方及び各機関における出水期までの取組状況について確認いたしました。

各々の取組状況については、次のページから一覧表でお示しする内容となっております。例えば、26ページの下段の黄色で示しております避難を判断するための情報伝達として、防災行政情報通信システム等の整備や27ページの上段にあります水害リスクの周知として、最大規模の降雨を踏まえたL2の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成やWEB版のハザードマップの作成・周知が行われました。28ページの上段の防災活動の着実な実施・連携体制の構築では、令和2年7月豪雨を踏まえた水害タイ

ムラインの改善や流域タイムラインの作成などを行っております。

それぞれの対策の代表事例等につきましては、後ほど、県、各流域市町村からも発表していただきます。一部、予定していた取組のうち防災フェスタの開催については、新型コロナウイルス感染症対策を考慮して未実施となっておりますが、予定していた出水期までの取組について概ね実施しております。

29ページをお願いいたします。ここからソフト対策の取組事例を紹介いたします。まずは国における取組です。

30ページをお願いいたします。令和2年7月球磨川豪雨災害を踏まえたタイムラインの改善になります。先ほど一覧表で説明しましたとおり、前回の流域治水協議会で出水期までの取組として、水害タイムラインの改善に取り組むこととしておりましたが、こちらはその実施状況になります。

これまで、八代市、人吉市、球磨村で運用中の「球磨川水害タイムライン」について、令和2年7月球磨川豪雨時の災害対応状況を整理した上で課題を抽出し、改善を実施しております。具体的には、流域自治体及び防災関係機関へのヒアリング、住民アンケート調査や「球磨川水害タイムラインふりかえり会議」を開催し、課題を抽出、抽出された課題を基に、水害タイムラインの改善を図っております。例えば、「流域全体や市町村の庁内全体で危機感を共有すること」「夜間・豪雨時などを避けるために早めの避難情報の発信が必要であること」などとなっております。

31ページをお願いいたします。令和2年7月球磨川豪雨災害を踏まえた流域タイムラインの作成になります。こちらも先ほど一覧表で御説明しましたとおり、前回協議会において、出水期まで流域タイムラインの作成に取り組むこととしており、こちらはその実施状況になります。

令和3年5月19日に、球磨川流域の自治体や関係機関の危機感共有や意思決定支援を目的とした「球磨川流域タイムライン」を新たに作成しました。本年度は梅雨入りが早かったこともあり、球磨川流域でも5月中に数度の体制に入りましたが、これらの取組が生かされて、早い段階から住民の皆様の避難行動に結びついていると考えられます。

32ページをお願いいたします。平時からの住民等の防災意識醸成についてですが、八代市内の小学校を対象に、NHK、八代市、八代河川国道事務所の共同で防災学習の取組を行っております。AR（拡張現実）ハザードマップや浸水体験装置を使い、体験型の防災学習を開催いたしました。大雨・洪水時にはどう行動したらよいか、参加した小学生から保護者へ呼びかけることで、家族で避難行動について改めて考える場をつくり、早めの対策・準備につなげていきたいと思っております。

33ページをお願いいたします。こちらは水害リスクの周知についてです。人吉市の町内会、人吉市、八代河川国道事務所が協働で洪水標識看板を設置した取組であり、今年の3月23日に実施しております。令和2年7月豪雨時の浸水深を示す洪水標識を生活空間であるまちなかに表示することで、次世代に伝える記録として残します。

また、洪水時に命を守るための住民の避難行動の目安とするとともに、日頃からの水防災への意識を高めることを目的に設置いたしました。

熊本県 政策監)

熊本県の有働です。34ページから県のソフト対策の取組を説明させていただきま  
す。

35ページをお願いいたします。防災情報伝達手段の多重化については、防災情報伝達  
手段を多重化し、防災情報共有システムを活用した一元的な情報の配信を行っておりま  
す。

広域避難については、実施関係者との連携・調整による暫定運用スキームを6月中旬ま  
でに構築いたします。また、予防的避難については、引き続き、住民への周知啓発を行っ  
て参ります。

ネットワーク回線二重化等については、県総合行政ネットワーク・LGWAN回線の二  
重化を完了しております。また、インフラ事業者と災害時の相互連携協定の締結を行いま  
した。これにより、平時からの連絡体制の確立や災害発生時の復旧作業の相互協力等の関  
係を強化して参ります。さらに現在、災害時の脆弱性の洗い出しなど防災通信機能の強靱  
化に係る通信事業者との検討や、通信事業者との連携による移動基地局車の配備、衛星携  
帯電話貸出しによる災害時応急体制の構築を行っており、今後、避難支援システム構築に  
向けた事業化調査検討業務に着手して参ります。

河川監視カメラ、水位計の復旧状況等については、資料-1で御説明したとおり、復旧  
が完了しております。熊本県防災情報共有システムを活用し、河川監視カメラ情報を配信  
しております。

続いて、36ページをお願いいたします。市房ダムの取組として、警報サイレン吹鳴方  
法の改善及び警告灯の増設を行っております。吹鳴方法の改善としましては、異常洪水時  
防災操作の際は、これまでのアナウンスとサイレンに加えて、緊急性や切迫感をもって直  
感的に伝わるように半鐘音を追加することとしました。

ここで半鐘音を聞いていただきます。

(半鐘を鳴らす音)

次に、警告灯ですが、本年度の梅雨期よりダムの操作内容に応じて、青・緑・黄・赤の  
4色に色を変える試行を行っております。多良木町より上流区間に3基警告灯を設置しま  
した。令和4年度の出水期までには全16基に設置範囲を拡大し、本格運用を予定してお  
ります。

水位周知河川以外の河川について、球磨川水系支川、76河川の想定最大規模の浸水想  
定区域図を作成し、県ホームページで公表いたしました。各市町村におかれましては、ハ  
ザードマップの作成等に御活用いただきますよう、よろしく申し上げます。

地区防災計画については、マニュアルモデルを公表いたしました。

リアルハザードマップについては、整備方針を作成いたしました。6月中旬にモデル版  
を市町村に配布いたします。

避難行動要支援者の個別計画につきましましては、4月末現在の作成率が73.9%となっ  
ております。5月末時点の作成率については、現在集計を行っております。要配慮者利用  
施設の避難確保計画については、100%を達成いたしました。また、県と市町村が連携  
した個別計画に基づく訓練を人吉市、球磨村において実施し、要配慮者利用施設による避  
難訓練実施に向けた研修会には、173施設が参加いたしました。

37ページをお願いいたします。マイタイムラインについては、ガイドブックを作成

し、県ホームページに掲載いたしました。学校と連携し、防災教育月間でのマイタイムラインのガイドブックの周知を行い、防災主任研修会での周知も行っております。また、現在、タブロイド判を県内全世帯に配布しております。

市房ダムの役割や操作に関する解説のパンフレットや動画を作成し、出前講座を実施しております。

学校安全総合支援事業については、人吉・球磨地域の県立学校2校が指定されました。

令和2年7月豪雨災害の記録と教訓を次代につなぐため、デジタルアーカイブにより公開いたします。

水災保険については、県ホームページで加入促進の普及啓発を行いました。また、農業保険の加入促進のため、ラジオCMや新聞広告等により普及啓発を実施いたしました。

38ページをお願いいたします。球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金による支援についてです。逃げ遅れゼロ、防災力の底上げに向け、今年度から2年間、充実・強化を行います。今年度は、人吉市、芦北町、相良村などにおいて、重点事業に取り組む予定となっております。その他の市町村の取組にも支援を行う予定です。

39ページをお願いいたします。令和2年7月豪雨により、甚大な被害に見舞われた球磨川流域を中心とする県南地域において、出水期の災害発生前からの危機感を高め、地域の住民の命を守るため、国、県、市町村や報道機関等が連携した「危機感共有と命を守る災害報道連携会議」を設置し、5月から前線性降雨への危機感の共有を試行しております。

以上です。

八代河川国道事務所長)

続きまして、40ページからは流域市町村におけるソフト対策の取組になります。資料に沿って、八代市さんから順番に、時間の都合もありますので各市町村約1～2分程度にて御説明をお願いできませんでしょうか。

それでは、八代市さんお願いいたします。

八代市長)

八代市です。それでは、取組について説明させていただきます。

八代市ではソフト対策としまして、四つの取組を上げております。この中から主な二つについて御紹介いたします。

まず、防災行政情報通信システムを本年4月から運用を開始しました。これは災害情報や避難情報を市民の皆様が携帯電話や固定電話、戸別受信機などで情報を受け取ることができるシステムであります。このシステムの防災アプリをインストールすることで、どなたでも情報を受け取ることができます。既存の情報伝達手段と併用することで早期に適切な避難誘導につなげたいと考えているところであります。

また、今年度から登録防災士事業を開始いたしました。本市在住の防災士の資格を有する方に市の認定防災士として登録いただき、防災意識の向上に加えまして、避難の呼びかけなども行っていくこととしているところであります。

これらの取組を行うことで、防災意識の醸成に加え、防災情報をしっかりお伝えし、逃

げ遅れゼロにつなげて参りたいと考えております。  
以上です。

人吉市長)

続きまして、人吉市から42ページを説明させていただきます。

まず、今後、起こり得る想定最大規模L2のほうを対象とした浸水想定区域図を4月1日付で市内全世帯に配布をし、家屋と建物配置の在り方や万一の際を想定した避難行動など災害リスクの周知と防災意識の向上を促しています。

また、今次災害においては、豪雨による雨音などで防災行政無線が聞こえづらいとの声を多くの市民からいただきました。このような状況を踏まえ、国、県にも財政支援をいただき、防災行政無線のラジオ型戸別受信機を今次水害により被災した世帯にはこの6月から、また、令和3年中には全世帯を対象に設置し、屋内にいても確実に防災情報、避難情報等が全ての住民に届く環境整備を進めています。

さらに、今年は例年よりも早い梅雨入りから既に大雨による洪水、土砂災害警戒情報の発令による避難指示を二度も発令するなど、水害に関する危険性が現実味を増す中、先週の5月30日には「自分自身・家族・地域の避難行動を確認する日」としまして、全ての市民を対象に自主避難訓練を実施しました。訓練では、市民の皆様に災害の際の避難場所への避難路の確認や到達時間等を確認いただくとともに、警報サイレンの吹鳴を行うなどの確かな情報伝達手段の確立に向けたテストを実施しました。今後も万一の災害に対する被害の最小化に向け、ハード、ソフト対策とともに、できることは全てやるという気持ちを持って災害対策に取り組んで参る所存です。

以上でございます。

芦北町長)

芦北町でございます。お疲れさまでございます。

芦北町の取組につきましては、資料掲載のとおりであります。特に力を入れておりますのは、情報伝達、見える化であります。住民及び災害対応に当たる職員の行動のために、これが大いに効果を上げるものと思っております。

今回の出水期前に既に芦北町の公式LINEの運用を開始しております。住民からも評価をいただいているところであります。先日5月20日の大雨警報に伴いました災害対策本部の会議の際は、消防団が現地で撮影した状況写真をLINEのチャット機能で共有いたしまして、リアルタイムで確認し、対策を検討することができました。対応力が格段に向上したと認識をしたところであります。

今後は情報伝達の重層化を図るために、屋外拡声子局の増設を計画的に整備していきたいと思っております。もう既に着手をしております。平成20年の4月から運用している戸別受信機につきましても、引き続き全戸無償設置をして参る所存であります。

また、昨年の教訓から孤立集落発生時の対応。21集落が孤立いたしました。ここに物資資器材の備蓄倉庫を設置する他、ドローンを活用した安否確認及び緊急物資の輸送を復旧・復興計画に位置付け、実現に向けての体制の整備を進めております。既にドローンの実験は開始しております。今後、防災訓練などによりまして、効果の検討や課題を洗い出

しまして防災体制の強化に努めて参りたいと思います。特に防災訓練では、初動体制の強化が大事でありますので、ここに力点を置いていきたいと思います。さらに努力して参りたいと思います。

以上です。

錦町長)

錦町です。町の取組といたしましては、ここに記載しているとおりでございます。

読み上げてみますと、戸別受信機、これは希望される世帯、全世帯に1個ずつ設置をしております。

それから、L2対応のハザードマップ、これも全世帯に4月1日付で、1日に配布をしているところでございます。

それから、5月14日、右側の写真ですけれども、土のう作りを職員とそれから議会議員を合わせまして、50名程度でございましたけれども、2,000袋ほど作成をして、いざというときに予防することができる準備をしているところでございます。

それから、左下の町の防災会議の実施でございますけれども、従来は6月の上旬に防災会議をしておりましたけれども、今回は早めに梅雨入りしたということから我々の会議も早めにしたところでございます。特に昨年度の災害で、125棟の床上、床下の浸水被害がっておりますので、そのところの反省を踏まえて、この会議の中で、区長会の皆さん方からいろいろと今後の対応について、発表していただいたところでございます。

特によく言われたのが、油断があったというのが言葉では多いような感じがいたしました。今年はこの自主防災組織を徹底させながら、自助、共助、特に隣接との声かけ、確認、そして早めの行動、これをお願いしたところでございます。

今後につきましても、住民の皆さん方の命を守るため一生懸命頑張っていく所存でございます。

以上です。

あさぎり町長)

あさぎり町です。

あさぎり町では、令和元年12月に戸別受信機を希望世帯に配置済みです。また、令和2年8月1日から危機管理監が着任し、防災計画の作成、机上訓練、地区ごとの勉強会を実施しております。

L2対応の防災マップは、全世帯に4月8日に配布し、WEB版は3月19日から公開しております。

町独自の豪雨対応訓練として5月12日、消防団、警察、消防署、自衛隊の参加を得て実施しております。

また、あさぎり町には五つの小学校の校区がありますが、その上地区で避難訓練を開催する予定でした。しかし、蔓延防止等の発令がありましたので、約200名の参加で計画しておりましたが、20名による運営の勉強会を開催しています。

また、校区ごとに住民主体の避難所運営組織の確立、そういうものにも取り組んでおります。

また、あさぎり町では、社会福祉協議会の「ご近所支え合いネットワーク事業」で、健康づくりと、認知症予防のための声を掛け合う、支え合う活動を日頃より実施しております。その活動に自主防災組織の避難行動につながる支え合いマップを隣近所で作成して、発災に備える体制づくりも行っております。

以上です。

多良木町長)

こんにちは。多良木町です。実は5月28日に、先日、国土交通省の八代河川国道事務所、それから人吉事務所の皆さん方に河川の巡視を行っていただきました。大変お世話になりました。ありがとうございます。私も職員と消防団の皆さん方と御一緒させていただきまして、国交省の方々、それから県の方々と一緒に回らせていただきました、本当にいろいろと。浚渫関係はほぼ終わっております。本当にありがとうございました。感謝しております。

多良木町では、今回、新しく新年度から危機管理防災課という新しい課を設置いたしました。令和2年に防災行政無線デジタル化に伴いまして、戸別受信機を全世帯に配布が終わりました。また、屋外のスピーカーも増設をしまして、外にいても聞けるということで、住民の皆様方には非常に喜ばれております。防災行政無線により放送した内容を町のホームページにフィードバック、それから携帯電話登録用のメールも同時に配信するシステムを整備しております。現在、LINEアプリなどの連携も進めているところです。

L2に対応したハザードマップにつきましても、ここにありますように、ちょうど真ん中なのですが、ありますように、全世帯にこのハザードマップを配布済みです。冊子のハザードマップの作成に併せまして、WEB版のハザードマップを整備いたしまして、スマートフォン、それからパソコンからも閲覧可能というふうになっております。

5月に2度にわたって、県の知事公室の講師の方をお招きしまして、自主防災組織の役員の方、それから、防災士を対象とした防災講話を実施していただきました。ありがとうございました。

先月23日には、熊本タイムライン作成研修会というのを開催していただきまして、住民の方々には非常に好評でした。自主防災組織の会長さん、それから、防災士の方々に全員出席いただきまして、実際にマイタイムラインの作成をその会場で体験をしていただいたところです。

今後とも、国、県の皆さん方の御指導をよろしくお願ひしたいと思います。大変お世話になります。ありがとうございました。

以上です。

湯前町長)

お世話になります。湯前町の主な取組につきまして、御紹介をさせていただきます。

防災情報伝達手段の多重化の取組ということでございまして、まずはIP告知端末を全世帯に設置済みでございます。また、各災害におきまして停電等が想定されますので、26の各分館長宅にデジタルの簡易無線を配備しておるところでございます。また、併せまして、消防団におきましても、同様に無線機を各部に2台、幹部に1台ずつ合計41台を

配備しているところでございます。

それから、L2対応のこれは改訂版でございますけども、ハザードマップを本年4月1日に全世帯に配布したところでございます。

また、本町におきましては、ため池がございまして、そのうちの二つのため池につきましては、ハザードマップを作成いたしまして、公開、配布をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、紹介をさせていただきます。終わります。

水上村長)

水上村でございます。水上村の取組について御説明申し上げます。

戸別受信機につきましては、全世帯の他、集落公民館、それから村の公共施設全部に設置を完了いたしまして、別途、屋外スピーカーも36基を完了しております。これは平成28年度に整備をし、今、運用いたしております。

次に、L2対応の防災マップにつきましては、本村も全世帯へ3月24日に配布を済ませております。

それから、本年の5月に消防団と自主防災組織によります危険箇所の確認等々を行いまして、昨日行いました村の防災会議で情報の共有を図ったところでございます。併せまして、昨年11月には自主防災組織の災害対応のための研修会を実施いたしております。

それから、広報紙等を活用いたしまして、住民の防災意識の啓発に努めておりますとともに、本村では非常に無線電波が弱いところもございまして、水上専用のFMの周波数を取得いたしまして、ワイドFM放送を流しております。これによって停電の場合でもラジオが受信可能になるということで、そういった対策も講じております。

以上でございます。

相良村長)

相良村です。取組を説明申し上げます。

IP告知端末は全世帯に設置してありますので、これを利用して情報を確実に伝達し、避難につなげて参ります。

それと、L2の区域図も全世帯に配布しております。

それと、L2対応防災マップを作成し、配布する予定でございます。

住民に対する災害リスク等に関する説明会を実施しますが、あわせまして、今年の被災地域の対象に避難訓練を実施いたします。防災設備倉庫の設置及び救命ボートも購入しております。それと画面上、右下の避難所開設訓練は、今年の豪雨災害前に職員がコロナ対策も含めて間仕切りの練習をいたしましたところ、これが7月の豪雨に大変役に立ちまして、スムーズな避難所の設営ができました。

以上です。

五木村長)

五木村の取組を説明いたします。

情報伝達につきましては、光ネットワークを活用しながら、IP告知端末を全体に配置済みであります。あわせて、昨年度は、防災行政無線のデジタル化の導入により、各地区

へ屋外拡声器を配置して、聞き漏れがないように、通信の多重化を図ったところであり  
ます。

5月20日に、村の土木対策部においては、村と建設事業体を中心に防災会議を開催  
し、日常的な災害対策と警報発令時の体制、また、災害の発生時の対応を確認したところ  
でございます。

5月25日には、コロナ禍におけます五木村の避難所開設マニュアルを作成し、受付か  
らパーティションの組立て、また、設置までのシミュレーションを実施したところであり  
ます。

また、あわせて、昨年7月豪雨の反省を含め、防災講話を実施したところございま  
す。

また、土木対策部及び消防団により、資機材の点検・整備、また土のう作りを実施した  
ところでございます。

重ね、人吉下球磨消防組合の北分署においては、昨年の7月豪雨災害を受け、早期避難  
の重要性をまとめた啓発ビデオを作成いただき、今、全世帯を対象にケーブルテレビで放  
送中でございます。

また、5月28日に消防組合の警防本部と業務用IP無線機による情報伝達訓練を実施  
したところでございます。

以上でございます。

山江村長)

山江村です。お世話になります。

山江村の取組を4点書いてありますけれども、L2対応のハザードマップを全世帯配  
布、6月上旬としてありますが、2番目にありますとおり、山江村の防災連絡会議を5月  
31日に開催しておりますので、その折に、L2ハザードマップを配布しているとい  
うことでもあります。

それから戸別受信機については、希望する全世帯へ配布をし、その他の方々は屋外の防  
災無線で対応していただきます。特に屋内に戸別受信機を設置するとうるさいからとい  
う人がいたわけで、まだ未設置の世帯があるということもあり、その未設置世帯へ設置を呼  
びかけております。未設置世帯につきましては、昨年の豪雨災害を受け、希望者が多いと  
いうことでもありますので、全世帯に呼びかけをしているということでもあります。

それから、引き続き自主防災組織の活動支援を続けるとありますが、山江村は4月1日  
に復興村づくり推進室を新しく役場に設置しました。これは万江地区の全ての公民館、ま  
た学校等が土石流警戒区域のイエローゾーン、レッドゾーンに入っておりますので避難所  
がありません。したがって、空き家をどうにか利用したいということで、現在、空き  
家を調査しながら、全ての人が逃げ遅れないように空き家に避難してもらおうというよ  
うなことをやっております。その空き家のほうは役場のほうで借り上げながら固定資産税の優  
遇措置を考えているところでもあります。

それから、山江村は去年もそうでしたけれども、県道1本どこか土砂崩れすると、それ  
以北は、それより上流は全て孤立の集落となるというようなことで、情報のやり取りに非  
常に昨年苦労しました。したがって、自主防災組織の中に情報化推進員という方を置  
きながら、その方にSIM付きのiPadをお渡ししまして、その地域の情報を写真並び

に、その情報機器でやり取りをするというような措置を取っているところでもあります。  
以上です。

球磨村長)

52ページ、球磨村でございます。

本村では、情報伝達の強化策として、平成18年度に防災無線戸別受信機の全世帯への配布が完了しております。現在その機能の充実を図るために、デジタル化を進めているところでございます。

また、L2に対応するとともに、昨年の豪雨災害での対応を踏まえて、避難所の見直しを反映させた新しい防災マップを作成しまして、令和3年3月25日に全世帯に配布をいたしました。この防災マップは、村のホームページにも掲載しております。スマートフォンなどを活用することで、いつでもどこでも閲覧することができるようになっております。

さらに、令和3年5月16日には、避難行動を村民自ら確認します「全村民が避難について考える日」を実施し、実働の参加者として個々の村民や自主防災組織、消防団など約200名の方々が参加していただきました。

なお、令和3年4月21日からは、水害保険の加入促進を目指しまして、加入者への助成事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

八代河川国道事務所長)

続きまして、53ページをお願いいたします。進捗状況の見える化について御説明いたします。

54ページをお願いいたします。流域治水プロジェクト（進捗状況の見える化）について、国、県、市町村等で取り組む流域治水プロジェクトの進捗状況等については、流域住民に分かりやすく確認できる手法を検討し、実行していきます。

こちらは、住民の方に届きやすいツールとして、広報だより、SNS等での情報発信の事例になります。「球磨川流域復興だより」は、事業進捗に合わせて2～3か月ごとに定期的に発行し、流域市町村の庁舎や道の駅等で配布しております。

また、八代河川国道事務所では、豪雨災害以降の令和2年9月に公式Twitterを開設しており、事務所の所管事業と併せて災害復旧に係る情報を配信しております。

55ページをお願いいたします。こちらは記者発表情報になります。

流域治水に関する取組や災害復旧等の情報については、できるだけきめ細やかに記者発表するよう取り組んでおり、テレビや新聞等の報道を通じて住民の方々に情報発信していくよう努めております。例示になりますが、①～④の取組として、①では水位観測所の復旧状況、②では要配慮者利用施設管理者との「避難確保計画」の勉強会、③では堤防決壊箇所における復旧進捗状況、④では、先ほど説明いたしました「球磨川流域タイムライン検討会議の開催状況」となっております。

56ページをお願いいたします。こちらはホームページでの情報発信になります。

ホームページでは、より詳細な情報をお伝えできることから、被災時点から最新情報ま

で、これまでの工事経過状況を写真で比較しながらお伝えする方法や復旧状況をできるだけ数値化して、定量的に情報発信する方法など、できるだけ分かりやすく確認できる手法を検討しながら進めていくこととしております。

57ページをお願いいたします。こちらは、住民の方に届きやすいツールとして、市町村の広報紙や新聞広報等での情報発信になります。

定期的な情報発信だけではなく、機会を捉えて特集を掲載するなどにより取組の状況を効果的に情報発信する方法についても、事業の進捗状況に合わせて検討しております。事例は人吉市の「広報人吉」と熊本県の新聞広報となります。

58ページをお願いいたします。58ページから60ページでは「球磨川水害伝承記（仮称）」の取組の紹介になります。豪雨災害に関する、いわゆる「アーカイブページ」の作成イメージになります。

「球磨川水害伝承記（仮称）」では、進捗状況の見える化（情報発信）と併せて令和2年7月豪雨及びその対応等についても、後の世代に残し、今後の防災等に役立てられるよう、「球磨川水害伝承記（仮称）」として公開していくことを予定としております。下の写真や掲載内容は、現在作成段階のイメージをお示ししてございます。

59ページをお願いいたします。こちらが現在作成段階である、伝承記の構成案、イメージとなります。災害の概要、映像データベース、年表、関連情報等で構成し、河川や道路の復旧状況等を掲載していくことを検討しております。これらの各種情報を御覧いただくことで当時の記録等を振り返るとともに、最新の復旧状況等も確認できるよう作成を進めているところでございます。

60ページをお願いいたします。映像記録については、流域市町村や地域住民等の皆様から協力をいただきながら、被災状況や河川氾濫状況など、写真、動画合わせて約7,000点を収集しております。映像等を御提供いただいた皆様には御協力を大変感謝してございます。被災経験の共有、臨場感を感じる内容となるよう構成を進めております。まだ、作成段階であり、恐縮でございますけれども、準備が整いましたら、流域の皆様のみならず、広く御覧いただけますよう記者発表などによりお知らせしていきたいと考えております。

以上で、資料-2の御説明を終わります。

続きまして、右肩に「資料-3」と記載のある資料を御用意ください。河川整備基本方針の変更について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。球磨川水系河川整備基本方針の変更について御説明いたします。

令和2年7月洪水が平成19年に作成した「球磨川水系河川整備基本方針」の基本高水のピーク流量（人吉地点7,000m<sup>3</sup>/s、横石地点9,900m<sup>3</sup>/s）を上回るピーク流量を記録したことから、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」における提言も踏まえ、気候変動を踏まえた河川整備基本方針の見直しに着手いたします。

河川整備基本方針で定める事項（河川法施行令第10条の2）を左の箱書きに示しておりますが、当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、河川の整備の基本となるべき事項であり、具体的には、基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項、主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、

流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項となります。

また、右下の内容を御覧ください。これまでの計画は、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきました。しかし、気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると、現在の計画の整備完了時点では実質的な安全度が確保できないおそれがあります。このため、今後は気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮したものに計画に見直しすることとしております。

こちらは、今年3月31日に開催されました「第109回 河川整備基本方針検討小委員会資料」より抜粋したものととなります。

2ページをお願いいたします。こちらは、河川整備基本方針及び河川整備計画で定める事項や手続の流れ等について記載してございます。河川整備基本方針は長期的な河川の最終目標であり、定める事項は先ほど申し上げたとおりの事項となっております。

河川整備基本方針策定に当たっては、社会資本整備審議会河川分科会に河川整備基本方針検討小委員会を設け、審議を行うこととされており、球磨川水系河川整備基本方針の変更についても、今後、この小委員会で審議されることとなります。

また、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って定める中期的・具体的な整備の内容であり、定める事項としましては、河川整備計画の目標に関する事項及び河川の整備の実施に関する事項として、河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要、河川の維持の目的、種類及び施工の場所となります。

整備計画の策定に当たっては、学識経験を有する者に意見聴取をし、必要な場合は関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、また、関係都道府県知事に意見聴取をした上で、決定・公表となります。今後、球磨川水系におきましても、河川整備基本方針の変更を引き続き、河川整備計画の策定を行って参ります。

以上で、資料 - 3 の説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。

それでは、説明内容について御質問や御意見お受けしたいと思っております。御質問のある方は赤紙の提示をお願いいたします。

それでは、相良村の方からよろしく申し上げます。

相良村長)

まず、国交省さんには堆積土砂の除去をありがとうございました。お世話になりました。

遊水地については川辺川沿いに3箇所予定しておりまして、既に調査もされているところがあると思いますが、もう1箇所追加で、球磨川本流の川辺川と合流地点から上流のほうですね、球磨川本流、木綿葉橋の右岸になりますが、ここを約12ha近く、地権者の一部の方が遊水地にどうだろうかという話がありました。二、三日前に八代の服部所長のほうには口頭で申し伝えておきましたので、どうか御検討お願いいたします。

それともう1点、県のほうに、今日の新聞、熊日にも朝日にも「県、堆積土砂の撤去完

了」とありますが、私たちが住民に説明したとき、川辺川沿いに8箇所、今から取ってもらえますという話をしておりました。現在までスピード感をもって堆積土砂の撤去をしていただきまして大変ありがたく思っておりますが、撤去完了ではなくて、ほぼ完了か、これはどういう意味でしょうかと思ひまして。うちのほうはまだ……。これを見ますと住民の方がもう掘削はしないのかなという不安がございますので。

この2点をよろしく願ひします。

司会)

ありがとうございました。

それでは、それぞれ国の方と県の方で回答をよろしいでしょうか。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所でございます。

先ほど御説明ありました遊水地等については、現在、測量等を始めさせていただいてるところでございます。住民説明会等も含めまして、御協力のほど本当にありがとうございます。

また、先ほどお示しいたきました場所につきましても、改めて今後、具体的に調査・検討を進めていくに当たりまして、現地等を見させていただきまして、また、自治体としっかりと調整させていただきたいと思っております。よろしく願ひいたします。

熊本県 総括審議員)

熊本県でございます。

資料-1を御覧いただければと思ひます。資料-1の11ページになりますが、相良村につきましては、真ん中の図にありますように、18万3,000m<sup>3</sup>ほど土砂の掘削を行っております。去年の豪雨でたまった土砂の今回撤去を終わらせたという形になっておりまして、上の箱書きに書いておりますとおり、今後、また引き続き緊急浚渫推進事業債とか、あとは交付金を使って、たまっている部分があれば、その流下能力の維持とか向上をしていくつもりでおりますので、具体的にまだ残っているというところ、こういうところを掘ってほしいというようなお話があれば、振興局や県の本庁のほうに御相談いただければと思ひますので、よろしく願ひいたします。

相良村長)

ありがとうございました。

県の事前の説明では、この8箇所を対象にしているという話がございましたので、私ども、住民説明会でこの8箇所は取っていただくということで説明しておりますので、ぜひ実施のほうをよろしく願ひいたします。

それと国交省の方には、第4箇所目の遊水地関係もよろしく願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。それでは、球磨村長お願いします。

球磨村長)

球磨村でございます。

先ほど球磨村におけるまちづくりの取組について紹介させていただきましたが、現在実施しています地域別の意見交換会の場において、住民の皆様からは村内で予定されている遊水地や引堤、そして、輪中堤やかさ上げなど、国の事業について範囲や箇所、そしてかさ上げの高さ、そして事業のスケジュール等が示されなければ、今後の生活再建の検討ができないと切実な声が多く聞かれます。前回の協議会の場でも要望いたしました。現時点でも具体的な内容がなかなか示されていないような状況でございます。ぜひ検討の土台となる事業の詳細を一日も早くお示しいただけますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

司会)

ありがとうございます。

八代河川国道事務所の方から回答をお願いします。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所でございます。御質問、御意見ありがとうございます。また、住民説明会等におきましても御協力のほどありがとうございました。

輪中堤・宅地かさ上げにつきましては、資料 - 2 の 3 ページ、4 ページでも御説明させていただきましたように、球磨村におきましては 3 回の説明会をさせていただき、また、引堤・遊水地につきましても説明をさせていただいたところでございます。当然その当時に御説明できた内容から、今現在それぞれの場所に調査等をさせていただいておりますし、また、資料の 5 ページにもありますように、その調査結果につきましては、大急ぎで取りまとめさせていただきまして、次の設計の検討ですとか、設計の説明等の段階に移りたいということで、こちらとしても鋭意努力しているところでございます。また、そこがまとまりましたら、住民説明会等で皆様にお示ししたいと考えておりますので、また、村のほうとも調整させていただきたいと思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

司会)

よろしいでしょうか。

それでは、他の市町村の方よろしくをお願いします。人吉市長お願いします。

人吉市長)

まずは国、県におかれましては、堆積土砂の撤去や堤防決壊箇所の復旧工事などを鋭意進めていただきましてありがとうございます。今後も球磨川水系流域治水プロジェクトの遂行により、球磨川流域全体で水害を軽減させる取組が加速されていくこととなりますが、流域自治体の一員として、責任の重さと治水安全性の高まりに大きな期待を寄せてお

ります。

現在、本市が行っております復興まちづくり地区別懇談会において、新たなまちづくりに取り組む上で、多くの市民から今後の治水に関する質問や要望、豪雨の再襲来による不安などが出されております。このようなことから、私からは、住民の理解を求め、不安を少しでも軽減できるよう河川管理者による住民説明会の実施をぜひお願いしたいと存じます。

特に本市においては、球磨川、人吉区間の河道掘削の場所の順番や実施時期、あるいは課題等について、また、現在測量を始めていただいておりますが、本市における遊水地の候補地2箇所の整備方針や今後の進め方についても、できる限り早く説明会の実施をお願いいたします。お願いばかりで恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

司会)

ありがとうございます。こちらの方も八代河川国道事務所からよろしいでしょうか。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所でございます。

人吉市におかれましても同様に住民説明会等を何度も開催させていただきました。国のほうに説明の機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。

市長が言われましたように、皆様が今後の進捗状況や気になるところ、あるいは疑問点等、不安なところ、数多くあるかと思えます。そういったことを一つ一つしっかりと解消していきたいというふうに思っております。ぜひとも、また市のほうの説明会に参加させていただければと思えますので、引き続きよろしく申し上げます。

人吉市長)

お願いいたします。

司会)

よろしいでしょうか。

八代市長、よろしく申し上げます。

八代市長)

お疲れさまでございます。これまで5月いっぱい70万 $m^3$ の河床掘削、本当に大変だったかというふうに思っております。

これまでいろんな形で、国、県、そして我々市町村との連携を取っていただく中で、復旧・復興に向かって進んできていると思っております。

5月20日の大雨によりまして、また結構、流木等をはじめ漂流物が海岸堤防に流れ着いております。昨年の豪雨災害のときとは比べものにはならないかもしれませんが、環境を守るためにも、やっぱりもう一度調査していただいて、何らかのことをやっていただければなというふうに思っております。

私の地元は、球磨川本流と前川、南川のちょうど三角州のところでありまして、御

存知のとおり八代は干拓地で成り立っております。排水樋門がそれぞれの干拓地にございますけども、排水するときに漂流物が樋門の扉に詰まったりして出ないとか、挟まって漏水で入ってくるとかという問題が結構起きておりますので、それも含めて調査していただければというふうに思います。

そしてもう一つは、今年の7月豪雨災害によりまして、林道はじめ県道、市道もそうですけども、林道があったおかげで、迂回路として、やっとうちで言えば坂本地区に、そしてまた泉町に行かれたという経緯もございますので、林道の復旧・復興に向かっても、今日は農水関係もお見えでございますので、その辺にも力を入れていただければ大変ありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会)

ありがとうございます。

1つ目は八代河川国道の方と、2つ目は、これは国ですかね、県ですかね、御担当の方で御対応をいただければと思います。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所でございます。八代市におかれましても、日頃より本当に大変お世話になってございます。

今、市長が言われました流木等の漂着物、漂流物につきましても、改めて調査のほうをさせていただきまして、適切な措置を取らせていただきたいというふうに思っております。御指摘のほどありがとうございました。

熊本県 農村振興局長)

熊本県農林水産部の渡邊でございます。

八代地域、八代海岸におきましても、県の方で管理しています農地海岸というのがございます。農地海岸におきましても、排水樋門をかなり設置しているところでございまして、またポンプ場もかなり多く配置しているところでございます。そういった部分の管理につきましても、県の方でパトロールさせていただいて対応して参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

司会)

ありがとうございます。林道の話よろしいでしょうか。

熊本県 森林局長)

森林局です。林道の話ですけども、林道はライフラインの役割も担っておりますので、林道の復旧については、市町村が事業主体ということで復旧工事を進められるかと思えますけども、できる限り早く復旧できるよう、県の方も一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会)

八代市長よろしいでしょうか。

八代市長)

林道に関しては、市町村でもできない市町村が多々あるかと思imasので、これについては、やっぱり県を主体、そして国を主体として進めていただければ大変ありがたいと思います。答弁ありがとうございました。

司会)

ありがとうございます。他に御意見、御質問等ないでしょうか。  
山江村長、よろしくお願ひします。

山江村長)

県のほうにお礼なり、またお願ひであります。

万江川には河川カメラ、それから水位計をつけていただきまして、大変、今回の5月20日、それから27日と、住民の方も相当見られているということでありました。大変ありがとうございました。と同時に、市街地じゃなくて山間部を流れていますから、夜の今の状況が見れないというようなことを言われています。夜だから見えないと言ってしまうとそれだけですけれども、何らか方法がないかなとちょっと感じているところでもありますから、御協議をお願ひできたらと思imas。

それともう1点ですが、これは県の振興局農林部のほうにお願ひしますが、山江村の最優先課題として位置付けておりますのが、下払という集落にアクセスする道路、これは村道です。そこに崩土が来ていて、もう1年近く非常に不便な生活をしておられるということです。その人たちはさらに山越えをして、さらに上流に上って、役場のほうにといいですか、人吉のほうに下りてくるという不便な生活をされているということです。村道ですから私たちでやろうとしましても、県の治山があって、先に山腹崩壊で県道に下りてますので、そちらが進まないという状況です。農林部にお願ひしまして、できるだけ早くとは言っておりますが、90日の猶予期間の中での着工ということでもありますし、集落の方々ももう1年近く本当に不便な生活をされておりますので、できるだけ早い着工をよろしくお願ひしたいと思imas。

以上であります。

司会)

今の点につきまして、県の方からよろしいでしょうか。

熊本県 総括審議員)

まず、万江川のカメラの件ですけれども、確かに夜間見えづらいということがあるかなと思っております。明かりが周りにないところだと思imasので、どのような対策をすれば夜も見えるようになるのか、少し検討をしてみたいと思imas。よろしくお願ひいたします。

司会)

もう1点。

熊本県 森林局長)

治山工事についてですけれども、先ほど余裕工期の話が多分90日間と出たと思いますが、恐らくもう契約がなされているという現場であれば、振興局と受注業者さんと山江の役場さんと状況を確認させていただきながら、なるべく早く対応できるように取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

司会)

よろしいでしょうか。

山江村長)

ありがとうございます。よろしく願いします。

司会)

それでは、他にどなたか。錦町長お願いします。

錦町長)

大変お世話になっております。

先ほど、新たな流水ダムの環境保全の考え方、取扱いということで、考え方でございますけれども、先立って大臣からも、それから知事からもいろいろコメントがあっているようでございます。

私は川辺川ダム建設促進協議会の会長をしております関係上、今、理事のほうで要望書の取りまとめをやっている最中でございます。取りまとめができたならば、知事あるいは大臣に要望書を提出したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

以上です。

司会)

ありがとうございました。

それでは、他にどなたか。よろしいでしょうか。全体を通してでも結構ですが、他に御意見等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

司会)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして予定しておりました議事が終了いたしましたので、最後に、お二人より一言ずつ御挨拶をお願いします。

まずは蒲島県知事、よろしく願いします。

熊本県 知事)

本日は「流域治水プロジェクト」の取組状況として、住民避難に関する取組などについてお示しいたしました。

また、国においては、球磨川水系河川整備基本方針の見直しや環境アセスメントの実施に向けた「環境保全対策検討委員会」を設置するなど、「緑の流域治水」の実現に向け、着実に進んでいることが確認できました。

これから梅雨が本格化します。流域の安全安心を確保するためには、例年以上の緊張感を持って対応することが必要になってきます。

国、県、流域市町村で、本日お示しした取組を踏まえ、しっかり連携を図りながら進めて参ります。引き続きよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。

それでは、最後に、村山局長よりお願ひします。

九地整 局長)

長い時間、御議論いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、「流域治水プロジェクト」の取組状況などについて御確認をさせていただくとともに、新たな流水型ダムの環境保全の取組、また、球磨川の治水計画の見直しの着手などについて御報告をさせていただいたところです。また、関係機関、熊本県、流域市町村長の皆様方からは、まちづくりなどの対策、避難などの対策などにつきまして御説明をいただいたところでありまして、ありがとうございました。

「流域治水プロジェクト」の取組状況の報告の中でも御説明をさせていただきましたが、宅地のかさ上げや遊水地の整備などの治水対策につきましては測量に着手をした段階でありまして、引き続き地域の皆様への御説明をするとともに、河道掘削につきましてもさらに進めて参る必要があると考えております。これらの治水対策は、流域の復興の根幹を成すものでございまして、本日、皆様方からいただいた御意見を踏まえまして、復旧・復興の取組を着実に推進して参ります。

今年もこれから本格的な梅雨のシーズンに入ります。引き続き、国、県、流域市町村の皆様方と連携しまして取り組んで参りたいと考えております。御協力をお願いいたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第5回球磨川流域治水協議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —